

資料

1 産業振興計画策定にかかる意見交換会等

(1) 意見交換会

○商工観光関係

開催日	意見交換団体等	参加人数
平成31年1月28日	高山商工会議所議員	40名
2月7日	久々野地域商工観光関係団体	8名
2月12日	高根地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	10名
2月13日	清見地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	8名
2月14日	国府地域商工観光関係団体	5名
2月15日	一之宮地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	4名
2月18日	朝日地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	8名
2月21日	丹生川地域商工観光関係団体	6名
2月22日	荘川地域商工観光関係団体	11名
3月12日	上宝地域商工観光関係団体	11名
令和元年9月6日	高山市商店街振興組合連合会	16名
令和2年2月3日	高山商工会議所 正副会頭会議	4名
2月5日	清見地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	6名
2月10日	荘川地域商工観光関係団体	6名
2月10日	丹生川地域商工観光・農林畜産関係団体	27名
2月12日	一之宮地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	6名
2月13日	高根地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	11名
2月14日	高山市商店街振興組合連合会	13名
2月17日	朝日地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	12名
2月18日	久々野地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	12名
2月20日	上宝地域商工観光関係団体	16名
2月25日	国府地域商工観光・農林畜産関係団体	16名
合計		256名

○農林畜産関係

開催日	意見交換団体等	参加人数
平成31年2月13日	一之宮地域農林畜産関係団体	12名
2月13日	久々野地域農林畜産関係団体	7名
2月15日	朝日地域農林畜産関係団体	12名
2月18日	国府地域農林畜産関係団体	12名
2月20日	荘川地域農林畜産関係団体	9名
2月20日	上宝地域農林畜産関係団体	6名
2月25日	丹生川地域農林畜産関係団体	15名
3月7日	高山地域農林畜産関係団体	16名
令和2年2月12日	上宝地域農林畜産関係団体	5名
2月14日	清見地域農林畜産関係団体	20名
2月20日	一之宮地域農林畜産関係団体	15名
2月21日	荘川地域農林畜産関係団体	20名
2月27日	久々野地域農林畜産関係団体	6名
3月12日	高山地域農林畜産関係団体	5名
合計		160名

※商工観光関係団体と合同で開催した意見交換については、商工観光関係にて計上しています。

(2) パブリックコメント

○募集期間

令和2年1月23日～2月21日

○集計結果

意見提出件数 1件

○資料の閲覧・配布場所

- ①商工観光部商工課、各支所地域振興課、市役所1階市民コーナー
- ②高山市図書館「煥章館」、高山市民文化会館、飛騨高山ビッグアリーナ、女性青少年会館
- ③市ホームページ

2 高山市産業振興基本条例

○高山市産業振興基本条例

平成 21 年 6 月 17 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高山市の産業の振興に関する基本理念、計画の策定及び役割の分担を定めることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の好循環を図るとともに、歴史、伝統、文化、技術などを継承し、もって市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業を行うすべての者のほか、これから市内で事業を行おうとする者をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体、農林畜産業関連団体その他市内の経済活動に関わる団体をいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他金融機関であって、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他の教育研究機関で、市、事業者、産業振興団体、金融機関又は一般財団法人飛騨高山大学連携センターと連携するもの及び一般財団法人飛騨高山大学連携センターをいう。
- (5) 地域資源 土地、自然、町並み、歴史、伝統、文化、匠、技、食、人材等の地域に根ざした産業活動に必要な資源をいう。
- (6) 域外市場産業 市外の需要者を主たる販売市場とした産業をいう。
- (7) 中小企業者等 事業者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に規定する中小企業団体及び農事組合法人をいう。
- (8) 域外資本企業 事業者であって、市外に本社を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しながら、豊かで特色ある地域資源の活用により域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民及び市が共通認識し、連携のもと推進することを基本とする。

(産業振興計画の策定)

第 4 条 市長は、前条の基本理念に基づき、経済構造のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定する。

(市の役割)

第5条 市は、第3条の基本理念及び前条の産業振興計画に基づき、産業振興のための施策を実施していくものとする。

2 市は、基本理念に基づいた事業者の取組に対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくりに取り組むものとする。

3 市は、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民、国及び県との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制を構築するものとする。

4 市は、中小企業者等の実態を把握し、中小企業者等の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地域資源の活用、市内産業とのつながりの強化、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に取り組むものとする。

2 事業者は、産業振興団体に積極的に加入し、市又は産業振興団体が行う産業振興のための施策又は事業に率先して参画及び協力するよう努めるものとする。

3 域外資本企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用、市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるものとする。

(産業振興団体の役割)

第7条 産業振興団体は、基本理念に基づき、自らの組織の強化を図りながら、事業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の提供、経営相談その他の方法により支援するとともに、産業振興のための施策に積極的な協力を行うものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念に基づき、産業振興のための施策に協力を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用を行うなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるとともに、市、産業振興団体及び金融機関が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高山市産業振興計画

令和2年3月

-
- 発行 高山市
■企画編集 高山市商工観光部・農政部・林政部・海外戦略部
〒506-8555
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
電話 0577-32-3333(代)